

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18/20m 1 2 3 4

特 116

336

農學博士 佐藤寛次編

農藝新書
第一編

町村自治

東京 成美堂發行

何なるか。

二、自治團體

11

一 ロンドンに亞ぐ大都會にして、スコットランドの工業中心地なり。有名なる大學を有す

二 オハイオ州第二の都會にしてエリー湖畔にあり

嘗て米國の學者英國に到りて、模範都市の稱あるグラスゴー市を
視察せしとき、己が乗れる馬車の駕者に市の水道のことを見き、又
某視察者は米國のクリブランド市に於て通行の一老人に市營電
車のこと尋ね、何れも其のよく市政に通ぜるを見て讚嘆措く能

二 自治團體

我が國は臺灣・朝鮮・樺太を除きて、一道・三府・四十三縣より成る。

ものなり。郡は大正十一年迄は自治團體なりしが今は單に行政
區劃となれり。

市町村は實に國家の基礎をなすものにして、我が國民は皆市町村の一員なり。されば吾等は日本國民として、國家に對する責務^{せむ}を果すと共に市町村民として、其の利害を共にする市町村に對する責務を果さざるべからず。

これを海軍に譬ふれば、恰も市町村は軍艦の如く、府縣は其の一艦隊の如く、市町村の住民は、軍艦の乗組員（りゆみん）の如し。軍艦は國家のもとのなれども、之を操縦（さうじゅう）するは艦長以下の乗組員なり。市町村は國家の下にあれども、之を治むるは市町村長以下の住民なり。乗組員にして一致せざらんか、軍艦は其の命を保つこと能はざるべく、市町村民にして協力せざらんか、市町村は其の衰亡を免れざるべし。されば市町村の住民は、常によく責務を重んじて一致協力し、

乗組員の責務と町村 民の責務

以て市町村の自治を進め、延いて國運の發展を期せざるべからず。

三 市町村の區別

市は所謂一縣一地方に於ける人口の多き都會なり。宮崎・沖繩の二縣を除く外、何れの府縣も之を有し、道府縣廳は大抵此の地にあり。其の多くは、舊藩の所謂城下の地なるか、然らざれば港灣地又は商業地なるを以て、地方の政治・教育又は經濟上の中心も亦大抵此の地にあり。

現今我が國にて市と稱するは、人口二萬五千以上を有し、市制の規定に基きて自治を行ふ團體なり。其の市制發布の當時は三十九市なりしも、今は八十餘市の多きに達せり。

町と村とは自治制度の上より之を見れば、全く同一規定の支配を受くるものにして、何等異なる所なし。唯村長・町長・村會・町會等の

町村の區別

名稱を異にするのみ。されど村を町とするには、町村制に定むる規定に基きて、内務大臣の許可を受くるを要す。

町と村との區別は、其の住民の職業に基くこと多し。即ち町は多くは、商工業家軒を並べて小都會をなすの地にして、村は多くは、農家の諸所に點在する地なり。農家の多數集團すること能はざるは、これ農業には土地を要すること多きが爲なり。

村は其の多くは、所謂農村なれども、稀に林業を主とする林村又は漁業を營む漁村もあり。

我が の境界及び廣さ左の如し。

田 境界

面積

歩

步 煙

步 宅地

步

山林 歩 原野 歩

二、官有地

四 町村の住民

町村に住する人は、本籍の何地にあるを問はず、凡て之を其の町村の住民といふ。住民は町村制に従ひて、町村の財産及び學校道路の如き營造物を共用する権利を有す。隨つて又町村の負擔を營造物

分任するの義務を負ふ。

公民の資格

貧困の爲公費の救助を受けたる後二

住民の中にて、左の資格を有する者はこれを公民といふ。
一、帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者。

二、獨立の生計を營む者。

三、二年以來其の町村住民たる者。

四、二年以來其の町村の直接町村稅を納むる者。

年を経ざる者、禁治產者、準禁治產者及六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられる者は此の限りにあらず。

公民の權利義務

公民は普通の住民の有する權利義務の外に、特別なる權利と義務とを有す。即ち市町村に於ける名譽職を選舉し、又之に選舉せらるゝ權利を有し、且つ之を擔任すべき義務を負ふ。故に名譽職に當選したる者は疾病其の他特別の事由を除く外はこれを辭することを得ず。

されば公民は實に町村の中心をなすものにして、此の中より町村長も出づべく、又町村會議員も出づべきなり。故にその町村に於ける公民が、よく其の自治の本旨を辨ふるに於ては、町村は最も健全なる發達をなすものなり。

本に於ける戸數及び人口左の如し。

*兼業は主なる
業務によるべし

公民權ある者	現住者職業別	本籍者		戸數		男		女		口	
		農	人	戸	戸	人	人	戸	人	人	人

五 町村會

法人と自然人

町村なる自治團體は所謂法人と稱するものにして、個人即ち自然人に等しく財産を有し、之を授受賣買し、又は他人と契約を結び得る等の權利を有し、義務を負ふものなり。

町村は其の固有の働きをなすに就きて、必要な左の二種の機關を有す。

町村の自治機關
〔町村會……議事機關
町村長……執行機關〕

町村會は、町村に於て行ふべき事件を議する所謂議事機關にして、町村會議員を以て組織し、町村長を以て其の議長となす。

町村會議員は、公民中より選舉せられたる名譽職にして、其の任期は四箇年とし、總選舉の日より之を起算するものなり。

町村會議員の數は左の標準によりて定めらる。

議員の數

議長

一、人口千五百未滿の町村

八人

二、人口千五百以上五千未滿の町村

十二人

三、人口五千以上一萬未滿の町村

十八人

四、人口一萬以上二萬未滿の町村

二十四人

五、人口二萬以上の町村

三十人

我が 議員數は 名なり。

町村會の議決すべき事件の主なるものは左の如し。

一、町村條例及び町村規則の設定改廢に關すること。

二、町村費を以て支辨すべき事業に關すること。

三、歲入出豫算を定め、決算報告を認定すること。

四、法令の定むるもの除くの外、使用料・手數料、町村稅又は夫役現品の賦課徵收に關すること。

五、不動產の管理及び取得に關すること。

六、基本財產及び積立金穀等の設置・管理及び處分に關すること。

六 町村長

町村長は町村を統轄し、町村を代表して町村會にて議決したる事項を實際に行ふ所謂執行機關にして、又町村當局者とも稱せらる。町村長の事務を補助する爲めに助役・收入役等あり。

町村當局者

町村長は、名譽職にして、其の任期は四箇年なり。町村會に於て、町村公民中選舉權を有する者より之を選舉し、府縣知事の認可を受くるものとす。されど町村條例によりて、有給町村長を置き、且つ其の町村公民以外より選舉することを得。

助役は、町村長の事務を補助する名譽職にして、其の任期は四箇年なり。町村長の推選によりて町村會之を定め、府縣知事の認可を受くるものなり。されど又町村長と同じく有給助役を置くことを得。

收入役は、有給吏員にして、會計事務を擔任し、其の任期は四箇年なり。町村長の推選によりて町村會之を定め、郡長の許可を受くるものなり。

其の他町村には、處務の便宜の爲區長及び其の代理人者又は委員等の名譽職を置き、又書記其の他の有給吏員を置くことあり。

會計事務

町村長の職權

町村の固有事務なり。
此の外戸籍・徵兵・徵稅・選舉等に關する
國家又は上級自治團體の委任事務を行ふ。

町村長の擔任する事務の概目左の如し。

一、町村會の議決を經べき事件に付、其の議案を發し、及び其の議決を執行すること。

二、財產及び營造物を管理すること、但し特に之が管理者を置きたるときは、其の事務を監督すること。

三、收入・支出を命令し、及び會計を監督すること。

四、證書及び公文書類を保管すること。

五、法令又は町村會の議決により、使用料・手數料・町村稅又は夫役現品の賦課徵收をなすこと。

六、其の他法令に依る町村長の職權に屬する事項。

我が 長^{*} に於ける 長・助役・收入役其の他の吏員左の如し。

助役*

收入役*

*姓名

書記 名

區長 名 区長代理者 名

七 名譽職

町村長・助役及び町村會議員は何れも名譽職なり。

然らば名譽職とは如何なるものか。

名譽職とは俸給を受くることなくして、公職に就くものをいふ。即ち他に本業を有し、自己の生計は自己の資産を以て之を營みながら、團體の政務に就きては何等俸給を受くることなく、獻身的に之を擔任するものなり。是れ實に名譽職の名譽職たる所以なり。自治制の母國の稱ある英吉利の如きに於ては、名譽職に當選するを以て、大臣宰相の位に就くよりも大なる名譽となしつゝありといふ。

名譽職は斯くの如く、重く且つ尊きものなり。されば町村會議員

名譽職は自治制の特徴なり。

英國の名譽職

選舉の公正

の選舉は最も公正を保ち、自己の信ずる人にして、町村公共の爲めに熱心なる人を選舉すべし。隨つて又選舉せられたる議員は其の榮譽えいよを荷ひ、専心公共の爲めに盡す所なるべからず。

町村長は頭腦の如し

高島縣一宮藩主なり鹿児島縣知事とし、又帝國農業會々長名に盡され、貴族院議員に當り、大正八年二月薨去す。共組現役實明二十二年町長銀經以來書記、收入制の合に等行て來、頭取と信川回に盡し、功績賞狀を受く。

優良町村と町村長

殊に町村長は町村の頭腦なれば、最も適任者を戴くことに力めざるべからず。我等の頭腦は我等の活動の策源地にして、其の頭腦の働き如何によりて賢愚の別を生ずるなり。これと等しく町村長の人格及び働きの如何は、直ちに町村の善惡の別るゝ所なり。これを我が國に於ける優良町村又は模範町村に就きて見るも必ず町村長其の人を得ざるはなし。曾て千葉縣一宮町が學德高く、閱歷尊き故加納子爵を町長に戴き其の名世に高かりしが如き、又三重縣の模範村玉瀧村が、前村長木津慶次郎氏の人格と熱心とによりて今日あるに至りしが如き、我等の最も愉快に感ずる所なり。

八 自治制の發布

我が國の自治制度は、實に優渥なる。明治天皇陛下欽定の制度なり。即ち市制及び町村制は明治二十一年四月十七日畏れ多くも左の

詔書と共に發布せさせ給ひしものなり。

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ、衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ、茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ之ヲ公布セシム。

この詔書を拜する者誰か聖慮の有難さに感佩せざらんや。即ち地方を發達せしめ、福祉を増進せしむるには、隣保の團結を以て最も必要とせさせ給ひ、益々之を擴張する爲、市町村をして國家の監

書

自治制發布の詔

詔書の趣旨

封建時代の行政

督の下に、自主獨立の方針を以て自ら經營せしめ給はんとの聖旨なり。畢竟するに市町村なるものに團體としての絶大の權能を授け給ひしものなり。

封建時代の專制の政治にありては、僅かに武士の階級に屬する者のみが、政治に參與することを得たりと雖も、農工商の一般庶民は全く自由を束縛せられたるなり。然るに明治の御代となりて、此の自治制度が布かれ、立憲政治の行はれしより、地方の行政は地方人民の自治に委ねられ、尙國家の大政に就ても參政權を一般人民に認められしことは、我が國民の永久忘るべからざる聖恩の記念なり。

九 町村と學校

なつかしき學校

小學校の門をくぐり、同じ机を並べて、同じ教を受けしを思へば町村民にとりては學校ほどなつかしく、又權威ある所はあらざるべし。殊に其の教へを受けたる校長又は其の他の先生が永年其の學校に勤續しつゝあるに於ては、なつかしさ更に大なるべし。實に學校は町・村・文化の中心にして、また民心統一の本源なり。

町村自治の發達は町村長以下役場當局者の人格及び努力による
は勿論なれども、亦校長以下學校職員の援助に待つこと頗る多し。
例へば東京府下の模範村たる戸倉村が、校長匹田浩四郎先生の人
格と熱心とによりて、今日あるに至りしが如し。されど今日なほ
多くの町村に於ては、學校はたゞ児童の教育を行ふ所なりとのみ
考へ、六箇年乃至八箇年の業を終へたる青年は、已に學校の門をく
ぐる能はざる如く考ふるものあり。従つて先生は單に児童の先
生にして、青年又は町村民の先生にあらざる如く思惟す。誤れる

兵庫縣有馬郡藥師町の
人なり、明治十七年
戸倉村に赴任し村
治紊亂の爲め俸給を
受けざること三年熱
誠以て教育と村治の
改善に當り二十九年
職務の爲めに逝く、
村葬して今は戸倉村
の神として崇めらる

青年修學の必要

の甚しきものといふべし。

社會は日々に進歩し、一日修めざれば一日の遅れあり。殊に町村は都市と異なり、文化に接するの機會少し。故に町村の青年はよく農閑を利用して、學業の補習をなし、公民たるの知識を養ひ以て、他日町村公民として、町村自治の發展に寄與し得るの覺悟なかるべからず。

本に於ける學校の狀況左の如し。

學 校 名	學 級 數	兒 童 數	就 學 步 合	出 席 步 合	校 長	名 數	員 數

一〇 神社と寺院

官幣社に大中小及び
別格の階級あり、又
國幣社にも大中小の
區別あり

我が國にて最も尊嚴の地は伊勢神宮なり。其の他官幣社あり、國幣社あり、又縣社・郷社・村社あり、或は全く社格なき無格社もあり。我が國到る所此の何れか存在せざるはなし。祭神の儀は歴代の天皇の最も意を用ひ給ひし所にして、國民も亦敬神尊祖の風に厚かりしは國史の上に炳然たり。是れ世界各國に類例を見ざる所なり。

然るに近來地方町村に鎮座する神社漸次荒廢し、町村民の敬仰を集めむる能はざるは何ぞや、これ一には無格の小社數多存在し、爲に鄭重なる祭祀の行はれざるによらずんばあらず。故に一町村内に於ては成るべくこれを合祀して森嚴なる境域に移し、社殿も改修して以て、其の尊嚴を保たしめざるべからず。島根縣熊野村に

神社の荒廢

神社合祀

寺院と信仰

ては村内二十八社を合祀して村社となし、村民の信仰を統一し、費^カを大に輕減したりといふ。

天保十四年廣島縣豐田郡竹仁村に生る。幼時より學を好み、十四歳の時に出家得度し諸處を遊歴して宗教の學を究め明治十一年廣村專徳寺住職となり今日に至る。

敬神崇佛の念衰ふ

寺院は神社の如く各町村に亘りて存生せずと雖も、また我が國民の信仰を集むる所なり。若しそれ寺院の住職其の人を得るに於ては、町村自治の開發に寄與すること實に大なり。かの廣島縣の模範村なる廣村が村民上下の一一致和協するは、村民が一寺の下に同一の信仰を有し、偉大なる人格を有する大洲順道師の教化によるといへり。

然るに近年社會の進歩は却つて青年をして輕佻浮薄に流れしめ、敬神崇佛の念の薄らぎ行くは甚だ歎かはしきことなり。

我がに於ける社寺左の如し。

神社	社名	祭神・宗派	祭日・説教日
----	----	-------	--------

二 理想の町村

理想郷

教育よく普及して民心統一し、產業よく發達して住民富み榮え、納稅の義務よく徹底して怠納者なく、衛生よく重んぜられて悪疫の流行なく、土木警備よく行はれて交通の便開け、災害の患少なきは是れ理想郷ならずや。

理想郷とは一町村の上下和衷一致し、町村民舉つて公共の爲に全効力を傾くるにあり。されど此の域に達するに四つの形式あり。一は要形、二は翼形、三は鼎形、四は机形是れなり。

要形とは扇が一つの要によりて其の働きをなす如く、町村長一人の人格と熱心とによりて町村民を感化し、以て自治の發達をなさしむるをいふ。

理想郷の形式

扇の要

翼形とは鳥の兩翼の如く、役場と學校とが協力して町村の開發に力め、以て優良の域に達せしむるをいふ。即ち町村長を父とすれば校長は正に母の位置にあり。一は威嚴を以て専ら町村を率ゐ、一は恩愛を以て町村民を導き、内外相應じて町村の進歩改善を圖るをいふなり。

三本の脚
萬代不動

鼎形とは三本の脚を以て立つをいふ。町村長に其の人を得、學校長に内助の人ありと雖も、更に町村土着の篤志家が後援の位置に立ちて町村民の奮起を促し、以て理想郷を形成するに至らしむるものなり。

机形とは鼎形になほ、精神界より町村民を導くべき宗教家加はりたる場合をいふ。當局者・教師・宗教家此の三者相提携し、之に加ふるに土着の篤志家を以てす、一村の礎こゝに萬代不動となるなり。

一二 町村の財政

教育費は町村費の大半を占む

町村の費用にて最も多きを要するものは、學校費・即ち教育費にして町村費總額の大半を占む。これを思へば町村の子弟たるものよく勉學せずして可ならんや。町村の行政は名譽職を以てこれを行ふと雖も、尙諸般の事務の増加と共に多額の役場費を要す。其の他町村費目の重なるものは、土木費・勸業費・衛生費・警備費等なり。

経費の膨脹

而して此等の費用は社會の進運に伴ひて年々増額し、隨つて自治體も進歩發達の跡ありと雖も、これが爲に町村民の負擔に堪へざるの苦境にある所少からず。今其の増加の數字を示さんに、明治二十四年に於ける全國町村費全額は凡二千餘萬圓にして、其の後十箇年を経過したる三十四年には三倍餘の増加を示して六千七

支辨の原則

百餘萬圓となり。更に四十四年に於ては一億七百餘萬圓を算し、二十年前に比すれば五倍の増加をなせり。

元來町村の財政は、町村の財産より生ずる收入及び使用料・手數料等を以て支辨するを以て原則とす。されど現今我が國の一萬二千の町村中これのみを以て支辨し得る處は僅かに二三村に止まり、其の半額以上を支辨し得る處二十五六箇村に過ぎず。

故に今日多くの町村の費用の大部分は町村民に賦課する町村税にして、其の稅目は國稅及び府縣稅附加稅又は特別稅として町村民に負擔せしむるものなり。

本に於ける歲入歲出の狀況左の如し。（大正 年度）

科 目	歲 金 高	入		科 目	歲 金 高	出	
		科	歲			科	歲

基本財產蓄積の必要

一三 町村基本財產の蓄積

世運の進歩に伴ひ國費膨脹し、又町村費の増加するは自然の趨

勢なりとす。されば町村民をして其の負擔を輕減せしめんとするには勢ひ町村費の如きは之が支辨の原則に従ひ、町村財産を増加せしめて、これより生ずる收入にて支辨するの法を立つるを以て最も積極的良法なりとす。是れ町村基本財産の蓄積を勧誘し、優良町村と基本財産の方針の確立

其の蓄積如何を以て、優良町村選奨の一條件とせらるゝ所以なり。基本財産の蓄積に當りては、先づ其の方針を確立せざるべからず。故に先づ其の町村の事情を調査し、以て其の如何なるもの、爲に蓄積すべきかの目的を定め、如何なるものを財源とすべきかを確め、如何なる方法によりて毎年幾何づゝを蓄積すべきかを究め、更に其の使途方法等迄考究して着手すべきなり。

町村の基本財産として最も必要なるは、學校・基本・財産即ち教育基金の蓄積なりとす。是れ教育費は町村費の大半を占むるものなるのみならず、教育は最も大切にして、國家の如何なる場合と雖も

之を廢すること能はざるものなればなり。其の他土木・基金・農事改良基金・社寺保存基金等として蓄積し、或は此等を一括して町村基本財産として蓄積するも可なるべし。

今基本財産の財源となるべき二三のものを擧ぐれば次の如し。
一、山林を經營し之を基本財産に蓄積すること。

二、品評會等に寄附出品をなさしめ、其の賣上を積み立つること。
三、冠婚葬祭の節約費の寄附を積み立つること。

四、國庫よりの交付金を積み立つること。

五、各種の手數料を積み立つること。

六、歳計年度の決算剩餘金を積み立つること。

七、豫算にて毎年幾分の支出をなし、之を積み立つること。

本に於ける基本財産の積立及び管理方法の大要左の如し。

一四 納稅の義務

租稅の種類

租稅に國稅・府縣稅及び市町村稅の別あり。國稅は中央政府に納むる租稅にして直稅と間稅とに分たる。直稅とは地租・所得稅・營業稅の如く直接之を納むる者の負擔に歸する租稅をいひ、間稅とは酒稅・醬酒稅・砂糖消費稅・織物消費稅の如く之を納むるものはない。

製造人又は引取人なれども、實際の負擔は間接に消費者の上にかかる租稅をいふ。

府縣稅

府縣稅は府縣の徵收する租稅にして、國稅に對する附加稅例へば地租附加稅・所得稅附加稅・營業稅附加稅等として徵收し、又特別稅として一種の營業稅・戶數割又は家屋稅・雜種稅等として徵收せらる。市町村稅は市町村の徵收する租稅にして、國稅及び府縣稅の附加稅として徵收するを普通とす。例へば地租附加稅・營業稅附

市町村稅

加稅・戶數割附加稅等の如し。されど又附加稅以外に特別稅を設くることあり。

議會の協賛

二大義務

而して此等の租稅はそれぐ帝國議會・府縣會又は町村會の協賛を経て徵せらるゝものなり。されば我等は直接又は間接に參與せる議會の決議を重んじ、喜んで租稅の負擔に應ずるの覺悟なからべからず。實に租稅は國民の二大義務の一にして、納稅成績の良否は自治心發達の程度をはかる尺度なり。隨つて町村の優劣を定むる第一の條件なりとす。されば近年各町村に於て或は納稅組合を作り、隣保互に相戒めて怠納者なきを期し、或は區又は納稅組合の成績の優劣を定めて、納稅獎勵旗を授け、或は又各戸に納稅袋を配布して納稅義務及び納期日の周知を圖り以て納稅成績の上進を期しつゝあり。左に熊本縣池田村に於ける納稅袋を掲げん。

一四 納稅の義務

三

（袋の表）
諸種の納稅告知書・傳令書・徵收令
書等を交付せられたるときは、こ



す要を意注項事の書裏

一、諸税の納稅告知書・傳令書・徵收令書等を交附せられたるときは、この袋に大切に納め置き、其の納期日以前に完納せらるゝ様特に注意ありたし。

一、諸稅を納付せらるゝときは、告知書・傳令書・令書等に現金を添へ、收入役へ差出し領收印を受けらるべし。

一、村長發布の告知書・傳令書又は令書を亡失せられたるとときは、役場へ再交付を申出でらるべし。但しこの場合の一葉につき金貳錢を要する事と豫め承知ありたし。

一、納稅義務者他行等の場合には、其の稅金を家族等に託し置き、不在の故を以て滯納者と爲るが如き事なき様十分注意せられたし。

一、納稅貯金通帳入れ、若は納稅貯金袋等に活用せらるゝ事は最も望む所なり。

本に於ける納稅成績左の如し。
(大正年度)

一五 町村の産業

期日迄の納入歩合
國稅府縣町村
郡内に於ける順位

收入支出に伴は
す

産業方針定めら す

收入の増加が支出の増加より少きは一家としても、一町村としても最も健全なる發達なり。然るに現時の状況は何れの町村も殆ど收入が支出に伴はざるの憾みあり。これ町村の産業は主として農業にして、農業が他の商工業の如く長足の進歩をなし能はざるの性質によると雖も、其の主なる原因は町村に於ける農事改良の方針が定まり居らざるによらずんばあらず。

第一、土地に対する改良の方針を定むべし。農業は土地を離れて

一五 町村の産業

之を行ふこと能はず。我が國の土地廣からずと雖も、なほ開墾すべき荒地、排水すべき濕田を有する町村甚だ多し。故によく此等を調査して方針を定め、耕地整理法に據りて其の實施を圖るべし。

第二、米・麥增收の計畫を立つべし。都會附近を除くの外は町村に於ける農家の主要作物は多くは米・麥作なり。故に其の豐凶は農家の經濟に影響すること最も多し。米作の著しき增收の如きは、時として米價暴落の因をなすことありと雖も、米の需要は年々増大すること疑なきを以て、農家は常に着々增收の方針を立て、之が改良を圖らざるべからず。

第三、副業發達の方針を定むべし。副業は又農家の收入を増加する所以なれば、成るべく一定の計畫の下に其の地方に適切なるものを選び、着々改良の歩を進むべし。方針なき發達は一時は多くの收益をあぐることありと雖も、これが爲に却つて主業の衰微を

來し、以て不慮の災難に陥ることなきを保せず。

此等の事業の實行を容易ならしむる爲に設けられたるものに農會あり。

農會は農家の知識を進め農業の改良發達を圖るを目的とする共同團體なり。從來に於ける農會の多くは其の團結力極めて弱く、僅かに官廳の補助勸誘によりて其の命脈を保つに過ぎず。されば今後大に其の團結を堅くし、或は講習會・講話會を開き、或は品評會競賽會を催し、或は經營上の調査・指導及試作・競作等を行ひ、以て町村產業の進歩發達を期すべきなり。

本に於ける重要農產物產額（大正年）

一六 町村の金融

町村民の經濟が收入と支出と相伴はざるの原因は生産の増加甚だ多し。支出の増加は、日常の生計費及び産業資金の増加にあり。而して町村に於ける資金の融通たるや都市に於ける如き銀行の便なく、たゞ從來行はれたる無盡講・賴母子講による所多く、又高利貸の手によるものも多し。賴母子講の如き、なほ淳厚なるものなきにあらざれども、其の多くは細民を苦しむるに止まり、金融機關の本分を盡さず。

農業資金の特色

元來農業資金たるや商業資金などと異り、其の回収甚だ遅く、其の利益も亦甚だ少きを常とす。故に農業資金は成るべく長期にして低利ならざるべからず。殊に細民に對しては、無擔保にて貸し

出す等の便なかるべからず。

信用組合は産業組合の一種にして、町村民たる組合員の産業に必要な資金を貸付し、及び貯金の便宜を與ふるの目的を以て設立せらるゝ金融機關なり。而して此の組合は、信用あり徳義を重んずる組合員に對し、無擔保にて低利の資金を最も簡易なる方法に依りて貸出するを特徴とする。

産業組合には信用組合の外、販賣組合・購買組合・利用組合等あり。販賣組合は組合員の生産物を其の儘、若くは加工して販賣し、購買組合は産業及び經濟に必要な物品を買入れ、之に加工し又加工せずして、若是生産して組合員に賣却し、利用組合は産業又は經濟に必要な設備を組合員に利用せしむるものなり。此等の組合は何れも町村の産業の發達に大切なものにして、産業組合法と稱する法律によりて設立することを得べく、又同法に依りて特殊

の恩典を與へらる。

信用組合に似て報德社なるものあり。二宮先生の至誠勤勞分度推讓の報徳の教に従ひ、道徳と經濟とを調和せしめたるものなり。即ち社員は毎月相寄りて報徳の教を研究して道徳を進め、一方には善種金を積み立てゝこれを社員の間に融通するにあり。静岡縣の理想郷杉山部落の如き其の好例なり。

町村の金融を圓滑ならしめんには、宜しく信用組合又は報徳社を設立し、其の發達を圖るべきなり。

本に於ける金融の状況左の如し。

衛生を重んずべ

一七 町村の衛生

體格たいかくを強健にし、元氣を充實せんとせば力めて衛生を重んぜざるべからず。農業者は常に野外にありて、新鮮なる空氣の中に勤労するを以て、身體の強健なるは誰人も認むる所なれども、その體格は極めて不均齊なり。故に農村の青年は特に正しき姿勢を保つことに注意せざるべからず。

農業者はまた不清潔・不攝生にして暴飲・暴食するもの多し、又育兒看護等の知識極めて乏しく、多産なるも夭折するもの多く、トラホーム患者の如き亦甚だ尠からず。殊に最も忌むべき病毒が漸次農村青年の間に蔓延の徵あるは、誠に歎かはしきことなりとす。又赤痢・窒扶斯の如き毎年跡を絶つことなく、爲に町村及び町村民の蒙る經濟上の損害も亦極めて少からざるなり。

傳染病と損害

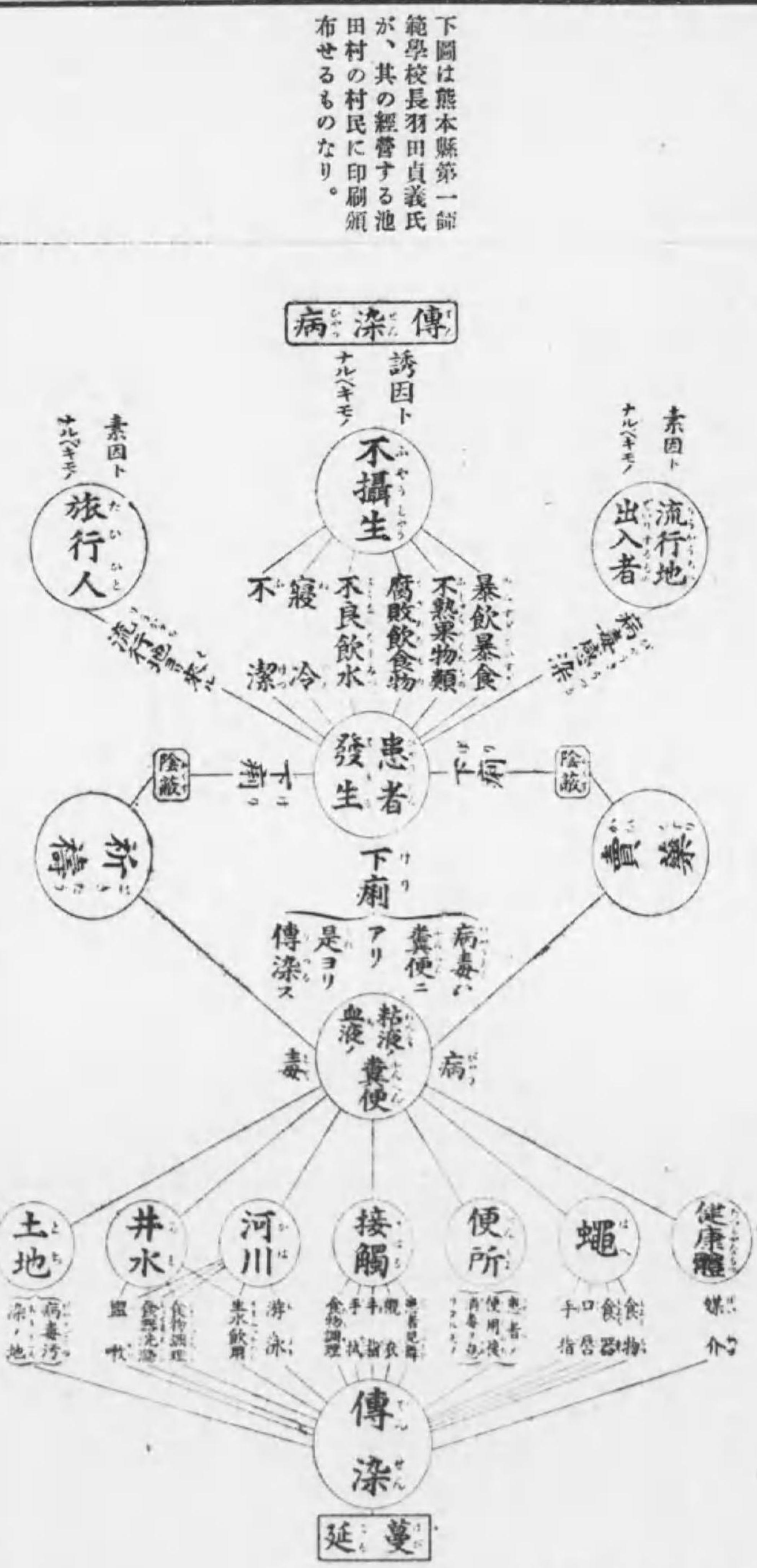
農業者の不攝生

一七 町村の衛生

三八

町村には大抵衛生組合の設けありと雖も、多くは警察の指圖を待つのみにて、自ら率先し、衛生的施設を爲すもの甚だ少し。東京都下玉川村に於ける宅地利用品評會の如きは、經濟と衛生とを兼ねたる良好なる施設なりといふべし。

查檢兵徵
甲 種
乙 種
丙 種
丁 種
戊 種
合 種
計



下圖は熊本縣第一師範學校長羽田貞義氏が、其の經營する池田村の村民に印刷頒布せるものなり。

一八 町村の土木と警備

道路と文明

道路の善惡は交通の便否に關係し、文明の程度を定むる標準なりといへり。然るに我が國の町村に通ずる道路は、なほ甚だ不完にして、殆ど道路らしき道路なし、誠に文明國として恥かしき次第なり。

河川の氾濫

河川は毎年氾濫して堤防は決潰し、橋梁は流失し、其の被害數ふるに算なし。これ我が國の地勢の急峻にして、雨量多きに基因すること大なりと雖も、又根本的土木工事を施さずして姑息的に止め置くによらずんばあらず。

其の莫大なる経費を要する事業は、國家又は府縣に於てこれを行ふべしと雖も、町村も亦一定の計畫を立て、力めて根本的工事を施し、道路・堤防等の如きは小破の間に之を修繕せざるべからず。

前に述べたる杉山部落にては誰れ彼れを問はず自然の間に道路の改修行はるとい

根本的工事

又追分指導標の如きは大に行人に便利を與ふるものなれば、成るべき之を建設するを可とす。
火災・水難・盜難等は又町村に於ける不祥事なり。若しこれを未然の間に豫防するを得ば、町村民の幸福これより大なるはなかるべし。何れの地方にも、消防・水防及び夜警等の設けあり。此等は大抵町村の青年を以て組織せらる。今後益々軍隊的にこれを訓練し、時々演習を行ひ、一は警備に備へ、一は青年の元氣養成に資すべきなり。

本に於ける土木・警備の状況左の如し。

軍隊的に訓練すべし

一九 町村是

町村是を確立す
べし

基本財産の蓄積せられざるは、蓄積方針の立たざるが爲めにして、産業の發達せざるは、産業方針の定まらざるによるなり。教育の振はざる、土木事業の舉らざる皆是れ方針の確定せざるに基づくなり。故に町村全般に涉りて精密なる調査を行ひ、確固たる基礎の上に將來に對する町村の大方針を立てざるべからず。此の方針を町村是といふ。

其の日暮しの町
村

町村是已に確立し、町村に於ける自治及び事業が之に基き着々遂行せらるゝに於ては、町村の進歩は期して待つべきなり。然るに我が國の町村は其の自治に方針なく、事業に動かざるの系統なく、所謂其の日暮しの状態に在るもの歎からず。故に當局者に變動あれば施政の方針も變り、事業も其の首尾を全くする能はず。又

一步／＼進め

かかる町村は單に官廳の獎勵によりて事業を起すの風あれば、事毎に一時の流行に止まり、所謂龍頭蛇尾に終るもの多きは實に歎はしき至りといふべし。

又町村是の定めあるも、其の調査の粗漏と計畫の杜撰とは、これを遂行するに由なき所なきにあらず。是れ一時に全般に涉りて調査を急ぎ、計畫を立てたる場合などに多し。されば最初先づ勸業是教育是・土木是といふが如き各種の事業方針を定め、一方より其の實行を期し漸次全般に及ぶを可なりとせん。

本に於ける町村是の要項左の如し。

二〇 青年會

苗代と國民教育
本田と青年教育

國家の隆盛は青年の元氣にあり

稻作改良の第一歩は優良なる種子を苗代田に蒔きつけ、善良なる苗を育成するにあり。國家隆運の第一歩は、國民教育の普及に於ける管理に手をつくすにあらざれば、折角の苗代に傾注した努力と經費とは全く無効に歸することあるべく、殊に開花期の暴風雨が稻作の豊凶を支配すること大なり。青年期は、實に田植より開花に至るの時期ならずや。故に將來に於ける町村民の地位を高め、町村自治の開發を圖り、國運の發展に資せんには、更に青年の訓育に力を效さざるべからず。これ青年の修養機關として地方青年會又は青年團の勃興せし所以なり。今左に東京府下駒澤村青年會の目的・事業及び規範を抄錄せん。

規範	事業	目的
		第二條 本會は青年の知徳を涵養し、體力を養成し、產業の發達・風俗の改善を圖り、併せて相互の親睦を厚くするを以て目的とす。
		第三條 本會は前條の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ。
	一、講話會・演説會・談話會の開催	
	二、青年文庫及び圖書館の設置	
	三、擊劍・柔道其他の運動會・娛樂會の開催及び視察見學旅行等	
	四、雑誌の發刊	
	五、共同貯蓄	
	六、以上の外本會の目的を達するに必要なる事項	
	第十三條 本會員の規範左の如し。	
	本會員は常に教育勅語及び戊申詔書の御趣旨を奉戴し、特に左の十訓を服膺すべし。	
	一、忠君愛國の精神を養ふべきこと。	
	二、國體を重んじ、祖先を尙ぶべきこと。	
	三、先輩を敬ひ、隣保を愛し、鄉閭の爲めに力を盡すべきこと。	

四、一身一家を整へ、地方産業の増進に務むべきこと。

五、知識・技能を補習して、世の進歩に後れざること。

六、心身を鍛錬し、勤勞の習慣を作るべきこと。

七、公徳を守り、風紀を肅み、善良なる郷風を作ること。

八、質素を旨とし、禮義を正しうし、慈善を行ふべきこと。

九、各自の健康を保ち、公衆衛生を重んずべきこと。

十、一致協力して公共の利益を圖り、自治の發達に力むべきこと。

地方青年會又は青年團の目的及び事業等も亦之と大同小異なるべし。されば青年會員は其の目的に従ひ、事業を實行し、規範を服務して大正青年の任務を果すべきなり。

青年團體振興督勵ニ關スル訓令（大正七年五月文部內務兩大臣）

青年團體ハ青年修養ノ機關タリ、曩ニ其本旨ノ存スル所ヲ訓令シ、更ニ其ノ依遵スヘキ所ヲ通牒セシメタリ、爾來時勢ノ進展ハ益々之カ振興ノ機運ヲ促進シ、經營並指導亦漸々眞摯ヲ加ヘタリト雖、組織ノ井然タルモノアルニ比シ、内容往々ニシテ之ニ伴ハス其ノ多クハ尙點晴ヲ缺クノ憾ナシトセス。今ヤ世界戰亂ノ衝動ハ汎ク精神上並經濟上ノ各方面ヲ盡シ、殊ニ國民思想上ノ刺戟ニ至リテハ一層深甚ナルモノアラントス、顧フニ此ノ曠古ノ變局ニ處シテ嚮所ヲ誤ラス、更ニ戰後激甚ナラントスル國際ノ競爭ニ應シテ帝國ノ基礎ヲ堅實ニシ、毅

然トシテ其ノ重キチ中外ニ爲サシムルモノ、國家活力ノ源泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益々國體ノ精華ヲ尊重シ、身心ヲ研磨シテ將來更ニ規模ノ大ヲ加フヘキ實務ノ負擔ニ堪フル力ヲ涵養セシムルハ、刻下最要ノ急務タリ青年團體ノ指導ヲ以テ任ト爲ス者ハ、宜シク立國ノ本義ト世界ノ大勢トニ徴シテ、其ノ適順ナル所ヲ闡明シ能ク青年ノ心ヲ諒解シテ理之ヲ誨ヘ情之ヲ掖ケ、身ヲ以テ範ヲ示シ苟モ其ノ歸趣ヲ誤ラシメサランコトヲ期スヘシ、若シ夫レ經濟ノ變調ニ伴ヒテ華靡頽唐漸ク其ノ風ヲ成スカ如キニ至リテハ、國家ノ健全ナル進運ヲ荼毒スルコト尠シトセス。青年ノ教養亦宜シク此ニ留意シテ其ノ操守ヲ堅ウセシメ、益々篤實剛健ノ氣風ヲ興サシムルニ努ムヘシ。今青年團體ノ現狀ニ顧ミ、之カ健全ナル發達ニ資スヘキ當今ノ要項ヲ左ニ條舉シ、以テ地方ノ實況ニ照シ參酌其ノ宜シキヲ得シメシコトヲ期ス。

一、青年ヲシテ實地活用ノ知識ヲ進メシムルハ補習教育ニ待ツモノ多シ、之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ、以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ランコトヲ要ス。

一、公共ノ精神ヲ養ヒ、公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ闕クヘカラサル要綱タリ、補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講シ、以テ其ノ目的ヲ達成センコトヲ要ス。

一、方今圖書ノ刊行セラル、モノ多ク之ニ伴ウテ青年ノ讀書趣味ヲ增進スルモノ尠シトセス、能ク其ノ撰擇ヲ慎ミ、青年ヲシテ健全ナル識見ヲ廣ウセシメンコトヲ要ス。

一、青年ノ身體ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進スルハ、國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ、心身共ニ堅實ナル素質ヲ大成セシメ、平時並ニ有事ノ秋ニ處シ、其ノ本分ヲ盡スニ方テ遺憾ナカラシメンコトヲ要ス。

一、青年ノ修養ハ各自ノ自覺ヲ以テ本トス、而モ之カ指導ノ任ニ當ル者、竝ニ其ノ中心タル者ノ力ニ待ツ所殊ニ大ナルモノアルヲ以テ、適切ナル方法ニ依リ之カ善導ト養成トニ勉メシコトヲ要ス。

一、青年團體ノ指導方法ニ關シ、先進者ノ所見時ニ抵牾矛盾ニ涉リ、之カ實行爲ニ阻碍ヲ見ルコトナキニアラス、能ク其ノ間ノ連絡ヲ圖リ其ノ果ヲ成シ、實ヲ收ムルニ於テ遺憾ナカラシメンコトヲ要ス。

一、内外ノ情勢ヲ稽フルニ根柢アリ、活力アル青年團體ハ帝國ノ殊ニ要求シテ已マサル所ナリ、地方當局者ハ深ク此ニ顧ミ、今後一段ノ精采ヲ加ヘテ之カ啓發策進ニ努力シ各團體ヲシテ其ノ目標ヲ齊ウシ其ノ歩調ヲ一ニシ相互ニ督勵シテ、能ク其ノ形態實質共ニ一貫セル鍛成ノ美ヲ濟サシムヘシ。

287
525

農藝新書三錄

(23)(22) (21) (20)(19)(18)

柑 桃 莖 國 灌 農 田 濟 味 青 柴 大 剪 麥 土 肥 油 麥 菜 品
桃 果 家 漑 舍 煙 物 增 刈 雲 豆 定 地 料 粕 稈 細 工 稈
橘 与 葡 葡 葡 葡 舍 利 物 大 英 小 整 測 肥 魚 細 工 改
萄 櫻 樂 樂 樂 樂 利 物 豆 首 豆 枝 量 料 肥 工 良
桃 業 水 地 林 醬 豆 菜 油 菜 豆 豆 配 人 合 造



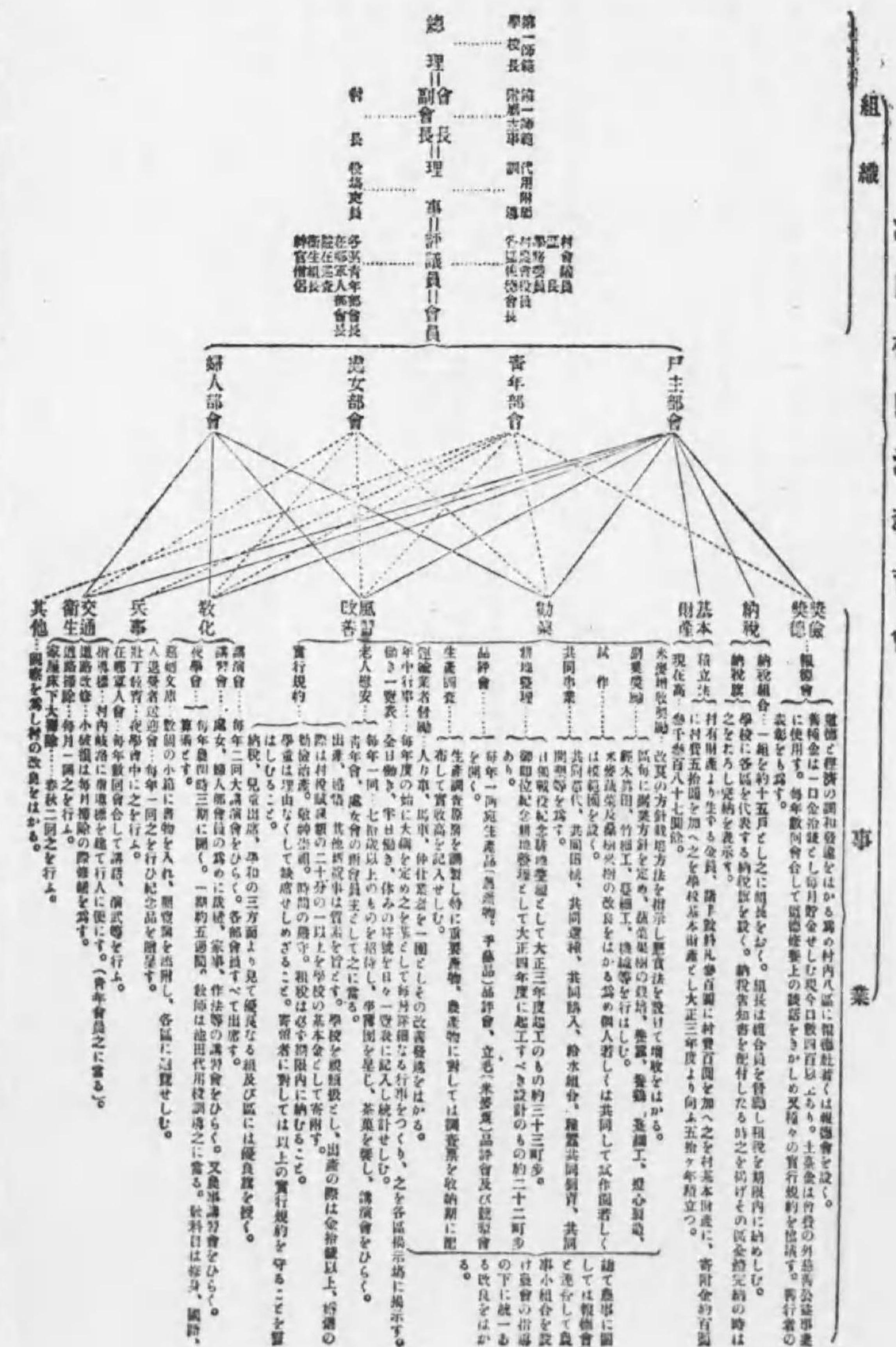
製復許不

著作者 佐藤寛次
印刷兼發行者 河出靜一郎
發行所 成美堂書店
東京市日本橋西延三丁目十番地
印刷所 三協印刷株式會社

大正十二年四月二拾日印刷
(定價拾貳錢)
大正十二年四月二拾三日發行 (臨時定價金貳拾錢)

竹林造成
杉と松
茶
大麻と苧麻
菊と朝顔
薔薇と牡丹
驅蟲劑と殺菌劑
牛と馬
豚と山羊
養蜂と養魚

覽一統系育民村田池



終

